

様式第5号（第7条関係）

第17回 前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成27年 2月 2日（月）	
開催場所	市役所3階 31会議室	
出席委員	紺正行委員長、今井昌子委員、植木康夫委員、岡野素之委員、西巻佐和子委員	
欠席委員	なし	
審議対象期間	平成26年 4月 1日 ～平成26年 9月30日	
抽出案件	件数	今回の会議においては、次のとおり審議が行われた。
条件付き一般競争入札	1	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札及び契約手続きの運用状況等について 前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき事務局より入札及び契約手続きの運用状況等の報告を行った。 2 審議対象工事の抽出結果について 前橋市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出結果の報告が行われた。 3 平成26年度上半期発注工事等の審議について 岡野委員より抽出された5件の工事について、前橋入札監視委員会設置要綱第2条第2号に規定する事項について審議を行った。 4 その他 次回入札監視委員会の開催予定について 平成27年7月6日（月）を予定。
簡易型条件付き一般競争入札	1	
公募型指名競争入札		
指名競争入札	2	
随意契約	1	
合計	5	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設工事等共同企業体（JV）を含む理由のひとつに、危険の分散があるとのことだが、他方では、高額な工事にもかかわらず落札率が高く、高止まりになってしまっている。違う意味の危険があるということを十分に考えてもらいたい。 ・指名理由について、「地理的条件」のみといいながら、前提条件として平準化も考慮しているとのことだった。要領にも規定されていることなので、透明性の向上を図るために、明示をしてもらいたい。 ・指名業者数について、要領では10者以上とあるので、技術的適 	

	<p>性があるのであれば、該当する業者はすべて指名すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none">・全体として、他市の状況から比べると落札率が高いので、落札率を下げている努力が必要である。目標を定めて、何らかの方策を考えてもらいたい。
--	---

別紙

質問	回答
入札及び契約手続きの運用状況等について	
<p>【委員】</p> <p>測量のB等級は、落札率が低いようだ。設計金額を下げることはしないのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>予定価格は、基準に基づき、積算していますので、適正な価格です。</p>
<p>予定価格は、社会情勢によって変わっていかないのか。</p>	<p>基準は、国が定めており、適切な時期に見直しをしています。</p>
<p>1 市民体育館耐震補強・大規模改造建築工事</p> <p>入札方式：条件付き一般競争入札</p> <p>工 種：建築一式 A</p> <p>契約金額：1,028,000千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】</p> <p>落札業者以外の業者は、価格以外の評価はしないのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>価格以外の評価は、価格が予定価格の範囲以内の者のみ行います。</p>
<p>【委員】</p> <p>落札者決定理由が、「総合評価点が最も高かったため。」とあるが、落札業者以外の業者は、失格なので、価格のみの競争でこの理由は、違うのではないか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>総合評価落札方式の目的は、価格と価格以外の項目で評価して決めることです。総合評価落札方式の趣旨からしますと、このような理由になります。</p>
<p>【委員】</p> <p>この金額だと特定建設工事共同企業体(JV)でないと工事はできないのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>本市では、複数者の技術力の結集や技術の習得、危険の負担を分散することが期待できる場合は、共同企業体による施工を活用しています。</p>
<p>【委員】</p> <p>1者で出来るのであれば、JVを組まずに1者でやった方が、競争性が生まれるのではないか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>施工能力には、資金の借り入れや下請などの労務管理も含まれますので、リスク負担の分散を考え、金額の大きい工事はJVで行っています。</p>

	<p>また、J Vを結成して、大型建築物を施工した実績がつくことにより国や県の入札に参加できる機会をつくることも考えております。</p>
<p>2 前橋市数値地形図修正業務 入札方式：簡易型条件付き一般競争入札 工 種：測量 契約金額：82,500千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】 この業務は、具体的にどういうものか。</p>	<p>【事務局】 前橋市が使用している地図で、地理情報システムやGISとされています。 数年ごとに道路、建物及び土地の形状が変わってきていますので、6年に1度大掛かりな修正を行うものです。資産台帳や防災マップなどのもととなる地図です。</p>
<p>【委員】 現在は、インターネット上でも地図が頻繁に更新されているが、そういうものは、参考になっているのか。</p>	<p>【事務局】 ある一定の時点の航空写真を基に土地等に対する課税をしますので、1日で撮影をしてこの業務に使用します。資産台帳として、基準日があるので、他の地図は参考にしていません。</p>
<p>3 防災・安全交付金（道路） 道路改良工事（道建第3号） 入札方式：指名競争入札 工 種：土木一式 A 契約金額：27,700千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】 指名理由としては「地理的条件」のみであるが、指名業者を見ると、地理的に遠い業者が含まれている。 これは、どういうことか。</p>	<p>【事務局】 地理的条件を中心に要領で「特定の有資格者に偏らないようにしなければならない。」と規定されていますので、平準化も考慮して、指名業者を決めています。</p>

<p>4 岩神ポンプ場 自動除塵機更新工事（国ポ第1号）</p> <p>入札方式：指名競争入札</p> <p>工 種：機械器具設置</p> <p>契約金額：27,500千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】</p> <p>機械器具設置として指名可能である業者が20者あり、そのうち何を基準として10者を選んだのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>下水道施設における技術的適性がある10者を選びました。</p>
<p>【委員】</p> <p>選定されなかった10者は、下水道施設工事における技術的適性がないのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>技術的適性がある業者もありますが、10者を目安に選定しています。</p>
<p>【委員】</p> <p>技術的適性があるなら、10者に区切る必要はなく、選ぶべきではないのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>技術的な適性が高い者から選定しています。</p>
<p>【委員】</p> <p>指名競争入札から一般競争入札に移行する方向性を出して次第に一般競争入札の工事を増やしていく体制が必要だと考えるが、いかがか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>特例措置が3月末で終了しますので、一般競争入札を増やしていこうと考えているところです。</p>
<p>5 六供清掃工場焼却炉設備等維持整備工事（その1）</p> <p>入札方式：随意契約</p> <p>工 種：清掃施設</p> <p>契約金額：8,100千円（税抜き）</p>	
<p>【委員】</p> <p>金額は、業者と打ち合わせをしながら決めるのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>前年度に同じような工事が行われており、そのなかで、「次は、ここを工事しなければならない」などと打ち合わせをしながら設計を進めています。</p>

<p>【委員】 設計は、市役所がするのか。業者がするのか。</p>	<p>【事務局】 市の担当課で設計を積み上げます。</p>
<p>【委員】 工期が半年あるが、毎日使っている施設で、ずっと工事をしているのか。</p>	<p>【事務局】 炉が3炉あるので、1炉工事をして、2炉運転をする。その繰り返しで、半年で3炉の工事を終了しています。</p>